

## 第2章 電 算

### 島原地域広域市町村圏組合調査会電算機専門部会運営要綱

昭和46年9月20日告示第5号

改正 平成6年3月22日告示第2号

#### (目的)

第1条 この要綱は、島原地域広域市町村圏組合調査会電算機専門部会設置及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (設置)

第2条 島原地域広域市町村圏組合調査会規則（昭和46年島原地域広域市町村圏組合規則第3号）第4条の規定に基づき、電算機専門部会（以下「部会」という。）を置く。

#### (審議事項)

第3条 部会は、次の事項について調査審議する。

- (1) 電算機によって処理する事務に関すること。
- (2) 帳票様式、処理手順に関すること。
- (3) 稼動計画に関すること。
- (4) 電算関係PRに関すること。

#### (組織)

第4条 部会は、調査会の会長が指名した調査会委員及び特別委員をもつて組織する。

- 2 特別委員は、関係団体の電算適用業務を担当する課長の職にある者を会長が委嘱する。

#### (会長)

第5条 部会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、2年とする。

#### (分科会)

第6条 部会に、次の分科会を置く。

システム研究分科会 給与財務分科会 選挙分科会 教育分科会 税務分科会 収納分科会 住基戸籍分科会 国保年金分科会 福祉分科会 水道衛生分科会

- 2 前項の各分科会に属すべき委員は、関係団体の業務担当係長又は担当職員で、市町長が推薦したものとする。
- 3 分科会に、委員長及び副委員長各1人を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

5 委員長は、分科会の事務を掌理する。

6 部会においてその旨を議決したときは、分科会の議決をもつて部会の決議とすることができる。

7 前条第4項の規定は、委員長について準用する。

(会議)

第7条 部会の会議は、会長が招集する。

2 分科会の会議は、委員長が招集する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、電算課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会及び分科会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月22日告示第2号)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。